

(様式第1号)

奈良県地域貢献サポート基金 団体登録申請書

2025年12月15日

奈良県知事殿

応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、以下の添付書類とともに提出します。

団体名 天理市包括的性教育ネットワーク研究会

代表者職氏名 あきにしみか

団体名	天理市包括的性教育ネットワーク研究会		
主たる事務所の所在地	〒632-0054 天理市檜垣町182		
代表者職氏名	あきにしみか		
活動の開始年月 ※法人にあっては設立 登記年月日	2025年11月8日	会員総数	9名
活動の分野 (主なものを3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 <input checked="" type="checkbox"/> 17. <input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画 <input checked="" type="checkbox"/> 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()		
主な活動地域 (市町村)	天理市		
これまでの 主な活動実績	これまで、未就学児、小学生・中学生、保護者、保育・教育職員、地域の市民を対象に、健康教育および包括的性教育に関する講座・研修を継続的に実施してきた実績がある。		
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組 みたい活動内容)	子どもたちが自分の体を大切に、互いを尊重し合える社会を目指して活動していきたいと考えています。皆さまのご支援により、子どもたち一人ひとりに寄り添った、実り豊かな包括的性教育を届けることができます。自分の人生を主体的に選び、安心して幸せに生きていくための学びを、これからも丁寧に伝えていきたいと考えています。		
ホームページ	有(URL) / <input checked="" type="checkbox"/> 無		

[添付書類]

- ・団体の定款、規約、会則等(※)
- ・団体役員名簿(※)
- ・直近1年間の事業報告書(※)
- ・直近1年間の収支計算書(※)

(※) 特定非営利活動法人の場合については、提出不要です。

本研究会は、「天理市包括的性教育ネットワーク研究会 規約」に基づき、包括的性教育、思春期支援およびプレコンセプションケアに関する活動を行うにあたり、以下の人権および倫理に関する方針を定める。

1. 基本的人権の尊重

本研究会は、すべての人が尊厳ある存在であるという人権の理念を基本とする。

本研究会に関わるすべての者は、年齢、性別、性のあり方、家庭環境、価値観等の違いを理由に、差別、排除、人格否定を行ってはならない。

2. 自由意思と自己決定の尊重

本研究会における参加、発言、学習、選択および意思決定は、各個人の自由意思に基づくものであり、強制や同調圧力があってはならない。

沈黙すること、参加しないこと、途中でやめることも尊重される権利である。

3. バウンダリー（境界）の尊重

身体的、心理的、感情的、社会的なバウンダリーを尊重し、これを侵害する行為を行わない。

特に、教育・支援の立場にある者は、その権力性や影響力を自覚し、相手の安心・安全を最優先とした関わりを行う。

4. 子ども・若者への特別な配慮

子どもおよび若者に対しては、その発達段階や理解度を尊重し、安心・安全な環境のもとで関わる。

必要に応じて保護者、学校、関係機関と連携し、子どもの最善の利益を第一に考える。

5. 問題が生じた場合の対応

人権侵害やバウンダリー侵害が疑われる事案が生じた場合には、速やかに状況を確認し、当事者の安全と尊厳を最優先に対応する。

本研究会は、問題を個人の責任に帰すことなく、再発防止と学びにつなげる姿勢を重視する。

本方針は、社会状況や活動内容に応じて、必要に応じて見直すものとする。

（制定日：2025年12月16日）

天理市包括的性教育ネットワーク研究会 規約

第1条（名称）

本団体は「天理市包括的性教育ネットワーク研究会」（以下「本研究会」という）と称する。

第2条（目的）

本研究会は、天理市および周辺地域において、包括的性教育、プレコンセプションケア、思春期支援および健康教育を推進し、年齢・性別・背景を問わず、すべての人が尊重され、安心して生きられる地域社会づくりに寄与することを目的とする。あわせて、人生の各段階において必要となる健康課題に対応し、妊娠・出産・育児期における支援を含め、個人および家族・社会環境を含めた包括的な支援のあり方を検討する。さらに、地域における実践を科学的に整理し、調査研究・データ分析・実践報告を通じて、包括的性教育および関連領域の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本研究会の事務所は、以下に置く。

所在地：

〒632-0054

天理市檜垣町 182

（今西やすよ事務所）

事務所は、必要に応じて運営会議の承認を経て変更することができる。

第4条（研究および調査活動）

本研究会は、地域における包括的性教育、思春期支援およびプレコンセプションケアに関する実践を対象に、妊娠・出産・育児期を含む支援の実態を把握し、より効果的な支援体制を構築するため、以下の研究および調査活動を行う。

1. 教職員・保育士・支援者等へのニーズ調査
2. 保護者・若者・市民を対象としたアンケート調査
3. 子どもへのアンケート・意識調査（必要に応じて保護者同意を取得）
4. 包括的性教育・思春期支援プログラムの効果検証およびフィードバック
5. プレコンセプションケア、妊娠・出産・育児期を含む支援、および地域課題に関する調査・研究
6. 研究成果の整理、報告書作成、行政・教育機関等への共有
7. 学会発表、論文化、成果の普及

8. その他、目的達成に必要な研究・調査活動

第5条（活動）

本研究会は、目的達成のため、以下の活動を行う。

1. 幼児・児童・生徒・学生を対象とした教育プログラムの企画・実施
2. 教職員・保育士・医療職・地域支援者・保護者を対象とした研修・講座
3. 保護者・市民・若者向けの講演会・相談支援・交流会
4. 行政、教育機関、医療機関、助産所、地域団体、企業等との連携
5. SNS・資料・教材を用いた啓発・情報発信
6. 災害時における人道支援（妊娠期・出産期・産後・乳幼児期を含む母子、親子、養育者支援を含む）
7. 助成金申請、寄附募集、委託事業等での資金調達
8. 講師派遣・事業受託・コンサルティング
9. その他必要な活動

第6条（人権の尊重およびバウンダリーの遵守）

1. 本研究会に所属するすべての者は、互いの人権を尊重し合い、すべての参加、発言、役割および意思決定が、各個人の自由意思に基づくものであることを確認する。
2. いかなる理由においても、個人の尊厳および人格を否定する行為、差別的言動、威圧、強要、同調圧力を行ってはならない。
3. 身体的、心理的、感情的、社会的なバウンダリー（境界）を尊重し、これを侵害する行為を禁止する。
4. 本研究会は、安心・安全な活動環境を確保するため、人権侵害やバウンダリー侵害が生じた場合には、必要な対応および再発防止に努める。
5. 特に、子どもおよび若者に対しては、その発達段階を尊重し、安心・安全を最優先とした関わりを行う。

第7条（研究倫理・個人情報保護）

1. 調査研究は倫理的配慮に基づき実施し、参加者の人権と安全を最優先とする。
2. 子どもへのアンケート調査は、学校・保護者と連携し、適切な手続きで行う。
3. 個人情報は匿名化し、適切に管理する。
4. 研究成果の発表は、個人が特定されない形で行う。

第8条（会員）

本研究会の目的に賛同する個人または団体は、所定の手続きにより会員となる。

会員区分・資格・退会は別途定めることができる。

第9条（役員）

1. 本研究会に、次の役員を置く。

- （1）代表
- （2）副代表
- （3）事務局長
- （4）会計
- （5）顧問（若干名）

2. 役員の数人は、必要に応じて増減することができる。

3. 顧問は、教育・地域福祉を軸としたライフコースに応じた健康支援、地域政策および地域連携等の見地から必要な助言を行うものとし、会務への出席義務および法的責任を負わない。

4. 役員任期は1年間とし、再任を妨げない。

第10条（部会）

必要に応じて下記の部会を設置できる。

1. 研究部会
2. 実践記録部会
3. 発表・広報部会
4. その他必要な部会

第11条（会議）

1. 総会は年1回開催し、活動報告・事業計画・会計報告などを行う。

2. 運営会議・部会会議は随時開催する。

第12条（会計）

助成金・講演料・寄附金などを資金とし、会計年度ごとに透明性をもって管理する。

第13条（規約改正）

総会における出席会員の過半数の同意により改正する。

附則

本規約は 2025 年 12 月 16 日 より施行し、必要に応じて見直す。